

◎国際原子力機関憲章第六条の改正

(略称) 国際原子力機関憲章第六条の改正

|                    |            |             |
|--------------------|------------|-------------|
| 昭和五十九年             | 九月二十七日     | ウィーンで採択     |
| 平成                 | 元年十二月二十八日  | 効力発生        |
| 昭和                 | 六十年 五月 十七日 | 国会承認        |
| 昭和                 | 六十年 五月三十一日 | 受諾の閣議決定     |
| 昭和                 | 六十年 六月 十一日 | 受諾書寄託       |
| 平成                 | 二年 三月 二十日  | 公布及び告示      |
| (条約第一号及び外務省告示第八四号) |            |             |
| 平成                 | 元年十二月二十八日  | 我が国について効力発生 |

目次

|             |     |
|-------------|-----|
| 第六条の改正..... | ページ |
|             | 一一七 |

## 国際原子力機関憲章第六条の改正

第六條の  
改正

国際原子力機関憲章第六条を次のように改正する。

A 1を次のように改める。

1 任期の終了する理事会は、理事国として、原子力に関する技術（原料物質の生産を含む。）の最も進歩した十の加盟国及び、次の地域のうちこれらの十の加盟国のいずれも含まれない地域のそれぞれにおいて、原子力に関する技術（原料物質の生産を含む。）の最も進歩した一の加盟国を指定する。

- (1) 北アメリカ
- (2) ラテン・アメリカ
- (3) 西ヨーロッパ
- (4) 東ヨーロッパ
- (5) アフリカ
- (6) 中東及び南アジア
- (7) 東南アジア及び太平洋  
極東

## AN AMENDMENT OF ARTICLE VI OF THE STATUTE OF THE INTERNATIONAL ATOMIC ENERGY AGENCY

Replace sub-paragraph A.1 by the following:

"1. The outgoing Board of Governors shall designate for membership on the Board the ten members most advanced in the technology of atomic energy, including the production of source materials, and the member most advanced in the technology of atomic energy including the production of source materials in each of the following areas in which none of the aforesaid ten is located:

- (1) North America
- (2) Latin America
- (3) Western Europe
- (4) Eastern Europe
- (5) Africa
- (6) Middle East and South Asia
- (7) South East Asia and the Pacific
- (8) Far East."

(参考)

この改正は、国際原子力機関憲章第六条A1に定める理事国となる原子力最先進国の数を九箇国から十箇国に改めるものである。